

日常生活用具給付等事業運営要綱

制定	平成 18 年 10 月 1 日	区長決定 要綱 第 144 号
改正	平成 20 年 4 月 1 日	部長決定 要綱 第 73 号
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定 要綱 第 281 号
改正	平成 22 年 7 月 6 日	部長決定 要綱 第 92 号
改正	平成 24 年 1 月 23 日	部長決定 要綱 第 7 号
改正	平成 25 年 3 月 7 日	部長決定 要綱 第 27 号
改正	平成 26 年 7 月 4 日	区長決定 要綱 第 101 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定 要綱 第 343 号
改正	平成 28 年 5 月 18 日	区長決定 要綱 第 186 号
改正	平成 30 年 2 月 14 日	区長決定 要綱 第 10 号
改正	令和 2 年 2 月 17 日	区長決定 要綱 第 8 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	区長決定 要綱 第 85 号
改正	令和 4 年 3 月 25 日	区長決定 要綱 第 104 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	区長決定 要綱 第 169 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日	区長決定 要綱 第 168 号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区障害者地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年要綱第 143 号、以下「支援要綱」という。）に定めるほか、障害者および障害児の日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付等事業（以下「事業」という）について定め、障害者等の自立生活を支援することを目的とする。

(用具の種目、対象者)

第2条 事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第4条に規定する障害者および障害児（以下「障害者等」という。）であって、別表の用具種目ごとに掲げる用具を必要とする者のうち、次条の規定による申請時において品川区内に居住する者（申請時において法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者である場合（同条第4項に規定する場合を除く。）にあつては品川区が最初に入所した同条第3項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地である者（特定施設への入所前に居住地を有しないか、または明らかでなかった場合にあつては、品川区が最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地である者）、申請時において当該障害者等が同条第4項に規定する場合に該当する者である場合にあつては当該障害者等が満18歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であつた者の居住地が品川区である者（満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、または保護者であつた者の居住地が明らかでない場合にあつては、当該障害者等が満18歳となる日の前日におけるその者の所在地が品川区である者）。以下「対象者」という。）とする。ただし、18歳以上の法第4条に規定する障害者にあつては、障害者本人またはその配偶者のうち特別区民税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税を含む。）所得割最多納税者の納税額が46万円以上の場合には対象者とししない。

(用具の給付等)

第3条 用具の給付または貸与（以下「給付等」という。）は、福祉部長が別に定める様式による対象者からの申請に基づき現物でおこなう。

2 前項の規定により給付等した用具については、別表耐用年数の欄に掲げる年数を経過するまでの間は、再給付することはできない。ただし、給付等した用具の耐用年数が経過する前に修理が不能となったものまたは新たに給付等をするのが合理的であると区長が認めるものについては、この限りでない。

3 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(給付等物件の管理)

第4条 用具の給付等を受けた対象者およびその扶養義務者は、当該用具の給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反したときは、区は当該給付等に要した費用の全部もしくは一部の返還または給付等物件を直ちに返還させることができる。

(費用負担)

第5条 用具の給付等を受けた対象者およびその扶養義務者は、用具の給付等に要する費用の一部を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する負担については経費の1割とする。ただし、支援要綱別表第1および第2の対象者ごとに、それぞれこれらの表に規定する世帯の収入状況に該当する場合にあっては、これらの表の負担割合および負担上限月額を、事業における負担割合および負担上限割合とする。
- 3 用具の給付等に要する費用は別表による当該用具の給付限度額を限度とする。この場合において、限度を超える経費がある場合は対象者およびその扶養義務者の負担（以下「超過負担」という。）とする。
- 4 前項に規定する超過負担については、支援要綱第4条に定める高額地域生活福祉サービス費の対象としない。

（用具の選定検討会）

第6条 給付等をおこなう用具の選定等に当たっては、障害者支援課に日常生活用具給付等検討会を設ける。

- 2 日常生活用具給付等検討会の座長は、障害者支援課長とする。
- 3 検討会の委員には、障害者団体から1名、身体障害者相談員および知的障害者相談員から各1名の委員を加えるものとする。

（委任）

第7条 この要綱の実施に必要な事項については、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別表

令和8年4月1日

分類	種目	給付限度額	耐用年数	対象者		機能	備考1	備考2
				手帳障害程度	年齢			
介護・訓練支援用具	入浴担架	82,400	5年	下肢・体幹 1・2級	原則として3歳以上	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの	入浴介助を要する方	介護保険優先
	訓練いす	33,100	5年	下肢・体幹 1・2級	原則として3歳以上 18歳未満	原則テーブルが付いたもの		
	特殊寝台	162,000	8年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	原則として6歳以上	頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの		介護保険優先
	移動リフト	257,500	4年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	原則として3歳以上		天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。浴槽設置型を含む	介護保険優先
	体位変換器	15,000	5年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	原則として6歳以上		下着交換等に介護を要する方 体位交換等で姿勢を保持するための用具を含む	介護保険優先
	特殊尿器	67,000	5年	下肢・体幹 1級 ▲難病対象者	原則として6歳以上	尿が自動的に吸引されるもの	常時介護を要する方	介護保険優先
	エアーマット	100,000	5年	下肢・体幹 1級 愛の手帳1・2度 ▲難病対象者	18歳以上	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためにマット(寝具)にビニール等を加工したもの 可動式エアマットを含む	常時介護を要する方 18歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方	じょくそう防止用のエアーマットにあっては介護保険優先
自立生活支援用具	入浴補助具	90,000	8年	下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として3歳以上	入浴時の移動、座位保持入水等を補助できるもの		介護保険優先
	便器	16,500	8年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	原則として3歳以上	ポータブル型を含む	住宅改造を伴うものを除く	介護保険優先
	頭部保護帽	36,750	5年	肢体不自由者、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	医師の意見書により必要が認められた方	施設入所、入院時の給付可能
	自動消火装置	28,500	8年	身体障害者手帳3級以上、愛の手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳1・2級 ▲難病対象者		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	障害者のみの世帯(15歳未満の子の同居を含む世帯)	消火器設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの
	電動車いす用雨がっぱ	20,000	3年	補装具として電動車いすの交付を受けている方	原則として6歳以上			
	車いす用雨がっぱ	10,000	3年	補装具として車いすの交付を受けている方	原則として6歳以上			
	屋内信号装置	87,400	10年	聴覚2級	18歳以上	音や音声を光や触覚で知らせるもの	取付工事費等は自己負担	
	携帯用信号装置	20,200	8年	聴覚・音声・言語3級以上	原則として6歳以上	送信機による合図が視覚や触覚などで知覚できるもの		
	音響案内装置	51,000	10年	視覚1級	原則として6歳以上	携帯型の送受信機により、音声案内を受けられるもので障害者(児)が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	12,000	8年	視覚1・2級	原則として6歳以上	携帯型の送信機により、歩行者用青色点灯時間を延長することができるもので、障害者(児)が容易に使用できるもの		
	フラッシュベル	12,400	8年	聴覚・音声・言語3級以上	原則として6歳以上	障害者(児)が容易に使用できるもの		
	電磁調理器	28,000	6年	上肢1・2級、下肢・体幹1級、視覚1・2級、愛の手帳1・2度	18歳以上	障害者が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担	
		(音声式の場合) 41,000						
	音声キッチンスケール	25,000	6年	視覚1・2級	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	障害者のみの世帯(15歳未満の子の同居を含む世帯)	
	大音響・振動時計	12,600	10年	聴覚3級以上	原則として6歳以上			
	移乗・移動支援用具	①移乗・移動用具 60,000	8年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として3歳以上	障害者(児)が移乗のために、安全かつ容易に使用できるもの		介護保険優先
		②ナビゲーションデバイス 54,000	5年	視覚1・2級	18歳以上	靴等に装着して、振動により案内する機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	支給対象はデバイス本体のみ 付属アプリ(月額)は情報通信支援用具(タブレットまたはスマートフォンとアプリ)として給付可能	
	歩行支援用具	60,000	8年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助・段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって必要な強度と安全性を有するもの	住宅改造(設置工事を含む)を伴うものを除く	介護保険優先
	食事用自助具	20,000	3年	上肢1・2級 愛の手帳1・2度	原則として3歳以上	障害者(児)が容易に使用できる 食べやすいスプーン・フォーク・食器・すべり止めマット(食卓用)	食事が全介助者(児)を除く	基準額内の範囲内において複数個支給できる。
	調理用自助具	20,000	3年	上肢1・2級	18歳以上	障害者が容易に使用できる調理器具(まな板、皮むき器等)		基準額内の範囲内において複数個支給できる。
	生活用品自助具	20,000	3年	肢体不自由に係る障害がある方	原則として3歳以上	障害者(児)が容易に使用できるボタン付けや靴下装着など日常生活の自立に寄与する用具		基準額内の範囲内において複数個支給できる。
	知的障害者支援具	25,000	2年	愛の手帳(療育手帳)所持者	原則として3歳以上	知的障害者(児)が容易に使用できるコミュニケーション用具(絵カードや残り時間がわかりやすいタイマー、聴こえる耳栓やイヤーマフ(聴覚過敏のある人用)など)	主治医・教育機関・専門家(心理士・言語聴覚士等)からの意見書により必要と認められた者(児)	基準額内の範囲内において複数個支給できる。

別表

令和8年4月1日

分類	種目	給付限度額	耐用年数	対象者		機能	備考1	備考2
				手帳障害程度	年齢			
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5年	呼吸器・心臓3級以上、 人工呼吸器装着者、 特別障害者手当・障害児福祉手 当受給資格認定者、 ▲難病対象者	3歳以上		3歳未満の場合、医師の意見書 により必要が認められた方	
	音声式体温計	9,000	5年	視覚1・2級	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するも ので、障害者が容易に使用できるもの		
	音声式体重計	18,000	5年	視覚1・2級	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するも ので、障害者が容易に使用できるもの		
	音声式血圧計	15,000	6年	視覚3級以上	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するも ので、障害者が容易に使用できるもの	医師の意見書により血圧の管理 が必要と認められた方	
	振動型電子体温計	9,000	5年	聴覚2・3級	18歳以上	振動による通知機能を有するもので、 障害者が容易に使用できるもの		
	吸入器	36,000	5年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出 による音声機能障害、特別障害 者手当・障害児福祉手当受給資 格認定者、▲難病対象者	3歳以上	障害者(児)が容易に使用できるもの	3歳未満の場合、医師の意見書 により必要が認められた方	
	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出 による音声機能障害、特別障害 者手当・障害児福祉手当受給資 格認定者、▲難病対象者	3歳以上	障害者(児)が容易に使用できるもの	3歳未満の場合、医師の意見書 により必要が認められた方	
	透析液加温器	51,500	5年	腎臓機能障害者で自己連続携行 式腹膜灌流法による人工透析が 必要な方	原則として 3歳以上	透析液複数本を同時に加温かつ保温 できるもの		
	自家発電装置	212,000	5年	在宅で人工呼吸器を装着してい る方で、品川区災害時個別支援 計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者(児)または介護者が容易に使用 できるもの	カセットボンベ、ガソリン等の消 耗品を除く	ポータブル電源(蓄電池)、DC ／ACインバーター(カーイン バーター)との併給不可。
	ポータブル電源 (蓄電池)	104,000	5年	在宅で人工呼吸器を装着してい る方で、品川区災害時個別支援 計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者(児)または介護者が容易に使用 できるもの		自家発電装置、DC／ACイン バーター(カーインバーター)と の併給不可。
情報・意思疎通支援用具	DC／ACインバーター (カーインバーター)	40,000	5年	在宅で人工呼吸器を装着してい る方で、品川区災害時個別支援 計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者(児)または介護者が容易に使用 できるもの		自家発電装置、ポータブル電源 (蓄電池)との併給不可。
	ポータブルレコーダー	85,000	6年	視覚3級以上	原則として 6歳以上	音声や点字で操作でき、デジジー方式 で記録された図書等の再生が可能なる もの	どちらか選択とする。	施設入所、入院時の給付可能
	テーブルレコーダー	25,000	6年	視覚1・2級				
	触読時計	13,300	10年	視覚1・2級	18歳以上	障害者が容易に使用できるもの	どちらか選択とする。	施設入所、入院時の給付可能
	音声時計							
	携帯用会話補助装置	専用機器 198,000	5年	音声・肢体不自由で音声言語の 著しい障害を有する方	原則として 6歳以上	発声言語(日常会話など)を音声また は文書に変換するもの	肢体不自由の場合、医師の意 見書により必要が認められた方	施設入所、入院時の給付可能
	活字文書読上げ装置	専用機器 198,000	6年	視覚1・2級	原則として 6歳以上	音声による読み上げ機能を有するも の		施設入所、入院時の給付可能
	ICタグ等読み上げ装置	59,800	6年	視覚1・2級	原則として 6歳以上	ICタグに録音した情報を音声により読 み上げる機能を有するもので、障害者 (児)が容易に使用できるもの		
	会議用拡聴器	38,200	6年	聴覚4級以上	原則として 6歳以上			
	点字タイプライター	63,100	5年	視覚1・2級	原則として 6歳以上		就労・就学している方または就 労が見込まれた方	
	点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚1・2級	18歳以上	点字による読み書きが標準的にでき るもの		
	視覚障害者用拡大読書器	専用機器 198,000	8年	拡大文字で読書が可能となる視 覚障害者	原則として 6歳以上	拡大された画像を簡単にモニター等に 映し出せるもの、または、印刷物を音 声で読上げることで読書と同じ効果が あるもの		施設入所、入院時の給付可能
	FAX	25,000	5年	聴覚・音声・言語機能に著しい障 害のある方	原則として 6歳以上	障害者(児)が容易に使用できるもの	コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる 方	取付工事費等は自己負担
	地デジラジオ	20,000	6年	視覚1・2級	18歳以上	点字表記等により障害者が使用可能 なもの		

別表

令和8年4月1日

分類	種目	給付限度額	耐用年数	対象者		機能	備考1	備考2
				手帳障害程度	年齢			
情報・意思疎通支援用具 2 / 2	情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者でCS障害者放送の視聴が可能な方	原則として6歳以上	字幕および手話通訳の映像をテレビ画面に出力、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	取付工事費等は自己負担	
	点字器	10,400	5年	視覚障害者	原則として6歳以上			
	人工喉頭	70,100	4年	音声機能障害者		電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		施設入所、入院時の給付可能
	埋込型用人工鼻	23,100	継続	常時埋込型の人工咽頭を使用する音声機能障害者		人工鼻用カセットとアドヒーズに限定		施設入所、入院時の給付可能 医療保険優先
	点字図書			主に点字によって情報を入力している視覚障害者	原則として6歳以上	年間6タイトルまたは24巻	点字図書給付に係る利用者負担額は、一般図書の購入価格相当額とする。	施設入所、入院時の給付可能
	情報通信支援用具	①ソフトウェア・周辺機器 100,000	5年	視覚1・2級 上肢1・2級の方で 日常的にパソコンの利用が可能な方	原則として6歳以上	パソコン等に接続し、操作する際に必要とするソフトや周辺機器で障害者(児)が容易に使用できるもの	①②③いずれかを選択する。 重複して給付を受けることはできない。	耐用年数内であっても給付限度額に満たない給付額であればその枠内での再給付を可とする。
		②タブレット・アプリケーション 100,000		視覚1・2級 上肢1・2級 聴覚2・3級の方で 日常的にタブレットの利用が可能な方	18歳以上	タブレットに主たる障害による日常生活上の困難を改善するアプリケーションをインストールした上で一体的に使用するもの		
		③スマートフォン・アプリケーション 100,000		視覚1・2級 上肢1・2級 聴覚2・3級の方で 日常的にスマートフォンの利用が可能な方	18歳以上	スマートフォンに主たる障害による日常生活上の困難を改善するアプリケーションをインストールした上で一体的に使用するもの		
	人工内耳専用電池	①空気電池 3,000	継続	聴覚障害者(児)で人工内耳を装着している方		聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの	①②いずれかを選択する。 両耳の場合は、それぞれに給付可能(ただし同一品目に限定)。 ③は②を使用している方に限る。	
		②充電式電池 17,600	3年					
		③充電器 28,600	3年					
排泄管理支援用具	収尿器	8,500	1年	膀胱直腸機能障害、肢体不自由者				
	ストマ用装具(消化器系)	8,858 (令和8年9月分まで) 12,000 (令和8年10月分から)	継続	直腸および小腸機能障害			ストマ用品および洗腸用具を含む。	
	ストマ用装具(泌尿器系)	11,639 (令和8年9月分まで) 13,000 (令和8年10月分から)	継続	ぼうこう機能障害			ストマ用品および洗腸用具を含む。	
	紙おむつ等	12,000	継続	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の必要な方 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することができない者で紙おむつ等の必要な方 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者および先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の必要な方	3歳以上		次のいずれかの物品とする 1 紙おむつ 2 サラン、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品 3 洗腸装具	施設入所、入院時の給付可能
	排泄予測支援機器	99,000	5年	下肢または体幹、肢体不自由に係る障害3級以上の方 ぼうこう機能障害者(児)の方 愛の手帳(療育手帳)所持者で著しく排尿困難のある方	原則として6歳以上	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人または介護を行う者に通知するもの	消耗品は自己負担	介護保険優先
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(小規模改修)	200,000	1度のみ	下肢・体幹3級以上、補装具として車いすの交付を受けている内部障害者 ▲難病対象者	3歳以上 65歳未満		住宅改修	介護保険優先

(注) ▲難病対象者は、医師の意見書において、障害者総合支援法省令に定められた疾病等により手帳所持対象者と同程度の状態であることと、用具の必要性が認められた方。